

令和 8 年 8 月 31 日

行政相談委員が総務大臣表彰を受賞されます

総務省では、国の行政などに関する苦情や意見・要望を受け、その解決や実現の促進を図る行政相談を行っており、総務大臣が住民の身近な相談窓口として民間の有識者に、「行政相談委員」を委嘱しています。

毎年、行政相談委員として永年その職にあり、その業績が特に顕著で他の模範とするに足りると認められる方を総務大臣が表彰することとしております。

今年度、岐阜県においては、下記の行政相談委員が受賞されることとなりました。

1. 総務大臣表彰受賞行政相談委員

氏 名	ふりがな	担当市町村	委嘱日 (委嘱期間)
水野 克司	みずの かつし	中津川市	平成 23 年 4 月 1 日 (15 年 4 か月)
所 浄伸	ところ きよのぶ	川辺町	平成 21 年 12 月 1 日 (16 年 8 か月)

2. 表彰式の開催日時等

日時：令和 8 年 10 月 5 日（月）10 時 00 分～

場所：京王プラザホテル（東京都新宿区） 本館 5 階「コンコードボールルーム」

3. 総務大臣表彰受賞委員の功績等

(1) 水野克司委員（中津川市）

水野委員は、月 1 回の市役所での定例相談所のほか、行政相談月間に特設相談所を開設するなど、住民の身近な相談相手として活動しています。また、岐阜行政相談委員協議会の副会長等を務め、県内委員の中心的存在として尽力しています。

そのほか、令和 5 年度より市内の小学校で出前教室を開催、令和 6 年度より市内全戸に対する行政相談広報用チラシの折込配布、市内 2 か所でのパネル展を実施するなど、行政相談制度の認知度の向上に大きく貢献しています。

(2) 所浄伸委員（川辺町）

所委員は、年 3 回の町役場での定例相談所を開設するなど、相談の掘り起こしを積極的に実施しています。

また、町内の人権擁護委員や民生委員、自治会長等の地域の相談役を担う方へ行政相談リーフレットを配布する広報活動を行い、行政相談制度の認知度の向上に大きく貢献しています。

行政相談委員制度の概要

- 行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者（ボランティア）。

国民から行政に関する苦情や相談などを受け付け、必要な助言や関係行政機関等に対して改善の通知を行い、その解決を促進。

行政相談委員は、同法第 4 条に基づき、総務大臣に対して行政運営の改善に関する意見を述べることができる。

- 行政相談委員制度は、広く国民の意見、苦情等を収集するため、昭和 36 年に始まり、昭和 41 年に法律（行政相談委員法）が制定。以後、現在に至る（行政相談委員制度は令和 3 年に 60 周年を迎えた。）。

- 行政相談委員は、各市町村に少なくとも 1 人以上配置。
委員数は、全国で約 5,000 人、岐阜県内は 118 人（令和 8 年 8 月 1 日現在）。

- 行政相談委員は、市町村役場、公民館などで定期的に相談所を開設。また、自治会などの方々との懇談会や小学校などで行政相談出前教室を開催するなど、制度の周知を図る。



行政相談のマスコット「キクーン」

本件に関する問合せ先

総務省 岐阜行政監視行政相談センター

愛称は「**ま**く**み**み **岐** **阜**」です！

担 当：行政監視行政相談課長 田中

電話番号：（０５８）２００－６５８３